

大分大学学生表彰規程

平成18年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学学則（平成16年規則第8号）第62条第2項及び大分大学大学院学則（平成16年規則第9号）第54条の規定に基づき、大分大学（以下「本学」という。）の学生の表彰に関し、必要な事項を定める。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、本学に在学する者又は本学の学生を構成員とする団体（以下「学生等」という。）に対して行うものとする。

2 表彰は、在学中の行為等とする。

(表彰の基準)

第3条 表彰は、次の各号のいずれかに該当するものについて行うものとする。

- (1) 卒業又は修了時において、特に優秀な成績を修めたと認められる者
- (2) 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げたと認められるもの
- (3) 課外活動において、特に優秀な成績を修め、課外活動の振興に功績があったと認められるもの
- (4) 社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められるもの
- (5) その他前四号と同等以上の表彰に値する行為等があったと認められるもの

2 前項の該当基準は、別表のとおりとする。

(表彰候補者の推薦)

第4条 前条各号のいずれかに該当する学生等は、学部又は研究科（以下「学部等」という。）の長が当該学部等の教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）の議を経て、所定の推薦書により学長に推薦することができる。

2 前条第1項第3号から第5号までのいずれかに該当する学生等は、学長が指名する理事が、大分大学学生・留学生支援委員会の議を経て、学長に推薦することができる。

3 前条第1項第3号の推薦は、学長が指名する理事が学生を構成員とする団体の顧問教員等と協議して行うものとする。

(表彰者の決定)

第5条 学長は、前条の推薦に基づき、表彰する学生等を決定する。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に添えて、記念品を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、第3条第1項第1号に該当する者については卒業式又は学位記授与式の日、同条第1項第2号から第5号までに該当するものについては表彰が決定された後速やかに行うものとする。

(記録)

第8条 被表彰者は、学籍簿及び身上調書に記録する。

(公表)

第9条 学長は、表彰を受けた学生等を公表するものとし、個人情報の保護を配慮して本学広報誌等に掲載することにより行う。

(事務)

第10条 学生等の表彰に関する事務は、学生支援部教育支援課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、学生等の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成18年規程第75号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年規程第68号)

この規程は、平成20年5月26日から施行する。

附 則 (平成21年規程第28号)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 大分大学学生表彰に関する申合せ(平成18年4月1日制定)は、廃止する。

附 則 (平成24年規程第94号)

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年規程第58号)

この規程は、令和2年8月24日から施行する。

表彰の基準

1 規程第3条第1項第1号に該当する者

(1) 学部生

ア 各学部は、各年度において卒業する学生の中から、原則として1人の成績優秀者を推薦することができる。

なお、成績優秀者を選定する方法は、各学部の判断とする。

イ 成績優秀者とはならなかったが、所属学部の専門領域において国内外の学界で高く評価される研究実績を挙げた者については、表彰の候補者として推薦することを妨げない。

(2) 大学院生

ア 各研究科は、各年度において修了する大学院生の中から、課程ごとに原則として1人の成績優秀者を推薦することができる。

イ 大学院生の推薦は、学業成績及び研究業績（学位論文、研究発表等）により行う。

2 規程第3条第1項第2号に該当するもの

(1) 次のいずれかに該当したと認められる学生等とする。

ア 国際的又は全国規模の学会から賞を受けたもの

イ 学会誌等に掲載され、特に高い評価を受けたもの

ウ その他これらに準じた学会等において高い評価を受けたもの

3 規程第3条第1項第3号に該当するもの

(1) 体育系の課外活動における成績は、次のいずれかに該当したと認められる学生等とする。

ア オリンピック、世界選手権、アジア大会等の権威ある国際レベルの競技会に出場し優れた成績を収めたもの及びそれに準ずるもの

イ 国民体育大会、日本選手権等の権威ある国内最高レベルの競技会に出場し最も優れた成績を収めたもの及びそれに準ずるもの

ウ 体育活動でオリンピック、世界選手権、アジア大会等の権威ある国際レベルの競技会に日本代表として出場したもの

エ 国際規模の競技会に出場し、優れた成績を収めたもの及びそれに準ずるもの

オ 全国規模の競技会に出場し、最も優れた成績を収めたもの及びそれに準ずるもの

カ 全国規模の競技会での入賞者及びそれに準ずるもの

キ ブロック規模（九州地区及び九州地区を含む複数の地区が合同で行う大会）の競技会での優勝者及びそれに準ずるもの

(2) 文化系の課外活動における成績は、次のいずれかに該当したと認められる学生等とする。

ア 権威ある国際レベルのコンクール等で高い評価を得たもの及びそれに準ずるもの

イ 権威ある国内最高レベルのコンクール等で最も高い評価を得たもの及びそれに準ずるもの

ウ 権威ある国際レベルのコンクール等に日本代表として出場したもの

エ 国際規模のコンクール等に出場し、高い評価を得たもの及びそれに準ずるもの

オ 全国規模のコンクール等に出場し、最も高い評価を得たもの及びそれに準ずるもの

カ 全国規模のコンクール等での高い評価を得たもの及びそれに準ずるもの

キ ブロック規模（九州地区及び九州地区を含む複数の地区が合同で行う大会）のコンクール等での最も高い評価を得たもの及びそれに準ずるもの

なお、学生団体の活動が表彰に値するものであった場合には、その団体を表彰するものとする。ただし、表彰状は、その活動に従事した構成員個々に授与できるものとする（例えば、団体競技で優秀な成績を収めたことを理由に表彰する場合は、学生団体の表彰とともにその競技会について出場選手登録がなされていた学生個々に表彰状を授与

する。)

4 規程第3条第1項第4号に該当するもの

(1) 次のいずれかに該当したと認められる学生等とする。

ア ボランティア活動等において、顕著な活動が認められたもの

イ 人命救助、犯罪防止又は災害防止に貢献したもの

ウ その他同等以上の表彰に値する行為等が認められたもの

なお、国内外の公的機関等による表彰の有無及び新聞等による報道の有無は、あくまでも参考にとどめ、表彰の絶対的基準とはしないものとする。

5 規程第3条第1項第5号に該当するもの

その行為等が社会的に高く評価され、本学学生の模範となりうるものとする。

6 重複表彰

重複表彰の制限はしないものとし、一度表彰された学生等に再度表彰に値する行為等があった場合には、再度の表彰を行うものとする。